



プロジェクト研究の紹介

海外諸国の組換え農産物に関する 政策と生産・流通の動向



1. はじめに

遺伝子組換え食品・農産物に関する技術開発が急速に進展する中で、その規制のあり方、フードシステムへの影響等に関し、社会科学的な視点からの分析の必要性が高まっている。このため、農林水産政策研究所では、農林水産省が実施するプロジェクト研究「組換え体の産業的利用における安全性確保に関する総合研究」(平成11～15年度)の一環として、平成12年度から「海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向」の課題について、研究チーム(GMOプロジェクト研究チーム)を設置し、諸外国における組換え食品・農産物に関わる諸規制や生産・流通・消費等の利用の動向に関する調査研究を実施してきている。平成13年6月に研究資料の第1号、平成14年7月に第2号を発行し、米国、カナダ、ブラジル等の米州諸国、英国、フランス等の欧州諸国、タイ、韓国等のアジア諸国、並びに豪州等多数の国々について資料収集や現地調査によって生産流通動向等の把握・分析を行ったほか、各国横断的なテーマである表示ルール、倫理・社会的問題等についての検討も行ってきており、これらの内容は、本誌第2号および第6号で紹介した。

さらに、平成15年12月に、平成14年度および15年度における成果を研究資料第3号としてとりまとめたところであり、今回はその概要について報告する。(藤岡 典夫)

2. 中国における遺伝子組換え作物をめぐる規制・生産・流通の動向

中国は面積ベースですでに世界第4位の遺伝子組換え(以下、GM)作物の生産国となっている。その主な作物はGM綿花である。また世界ではじめてGM作物(タバコ)の商業栽培を行った国でもある。このように中国におけるGM作物に対するポジションは、常に積極的であったといえよう。1990年代後半からは研究開発費も大幅に増額する傾向にあり、次々と新たなGM作物を開発していくと見られてきた。しかし、WTO加盟を契機として、中国のGM関連規制は抜本的に見直され、安全性評価管理規制、輸入規制、表示規制が導入された(2002年1月)ことで、(少なくとも商業栽培やGM農産物の輸入に関しては)より慎重な規制体制を取るスタンスに転換したといえることができる。

このような新たに導入された規制がどのような性格をもつものか、また実際のGM綿花

の生産や研究開発体制がどのようになっているのか、について現地での情報収集を行うことを目的として、2002年12月に中国において現地ヒアリング調査（北京、安陽）を行った。明らかになった点を以下に述べる。

中国政府は、2001年5月以降、それまでのGMOに関する規則を刷新する新たな包括的な規則を導入した。まず基本的な制度を定める2001年5月23日国務院令「農業遺伝子組換え生物安全管理条例」（これに伴い、1996年農業部令「農業生物遺伝子組換え安全管理実施規則」は廃止）に次いで、2002年1月5日にはその実施具体化として中国農業部令「農業遺伝子組換え生物安全評価管理規則」、「農業遺伝子組換え生物輸入安全管理規則」、「農業遺伝子組換え生物表示管理規則」が公布された。なお、「輸入安全管理規則」に関しては、その中に輸入GMOに関する安全証明発行に関する条項が存在したために、米国との間で貿易問題が発生した。米中両国政府間協議の結果、「輸入安全管理規則」については、暫定措置を導入し、施行が2003年9月まで延期されたという経緯がある。また「表示管理規則」に関しては、2003年3月20日に施行された。

中国でのGMO安全性審査（食品、環境、飼料）は農業部が行うが、申請は、省毎・品種毎に提出を求められる。40件が安全確認されているとの報告もあるが、その内訳は、綿花で30件程度。省毎・品種毎に審査しているために、件数が多くなる。また認可に関して期限が設定（基本的に5年）されている点が特徴である。

1998年からGM作物の商業栽培が開始された。現在までの商業栽培認可品目は作目数で4品目（綿花、トマト、ピーマン、ペチュニア）である。しかし、大規模栽培が行われているのは、Bt綿花のみで、2002年に200万ヘクタールでBt綿花が栽培されたとされる。これは、アメリカ、アルゼンチン、カナダに次いで世界第4位の作付面積となる。Bt綿花の主要栽培地域は、黄河流域（河北省、山東省、河南省、安徽省など）が中心であり、GM品種の普及割合は、黄河流域はほぼすべて、南部は5割。新疆はごく一部と見られる。これは、各省毎のGM品種の普及態勢のあり方と共に、地域毎の主要病害虫の発生確率をも反映していると考えられる。

Bt綿花は、モンサント開発種と中国農業科学院開発種の2種類に大別されるが、その種子開発・販売方法は、様々な課題を抱えている。すなわち、中国においては新品種保護制度が整備過程の途上にあることで、固定品種のBt綿花が育種者の許可を得ないまま増殖され普及されていること。またモンサント社も種子販売を行っているが、こうした権利保護上の課題と共に、中国農業科学院（綿花研究所）で開発された種子との価格差が大きく（半額程度）、種子販売面での格差が存在することも現地で指摘されている。

研究開発に関しては、急速に研究開発投資を近年進めており、GMO開発に積極的な姿勢を見せている。しかし、他方で、WTO加盟に伴う諸外国からの農産物輸入に対して、国内生産者を保護することが政治的な課題となっており、GMO関連に伴う諸制度の導入とその運用もこうした背景と関連付けて理解する必要がある。なお、表示に関しては、油、飼料に対しても義務表示が課されている（混入水準を示す閾値は設定されていない）。

（立川 雅司）

3. 遺伝子組換え作物をめぐる米・EU 貿易摩擦問題について

2003年5月、米国政府は、EUが1998年以降GMOの新規承認を事実上凍結している措置は、WTOの諸協定に違反しているとして、その紛争解決手続に委ねることを決定・発表した。その後、当該手続に則って両者間で協議が進められたが決裂し、同年8月には、米国等の要請を受けて、パネルの設置が正式に決まった。(2003年末)現在、WTO事務局はパネル委員の選考手続を進めているところとみられる。GM作物をめぐる貿易摩擦問題が初めてWTOの場で裁かれることになったのである。

米国は世界全体のGM作物栽培面積の7割近くを占める一大GM作物生産国であり、GM作物の国内での栽培面積割合も大きい(GMとうもろこしは約3割、GM大豆・綿花は約7割)。このため、EUのGMO新規承認凍結措置は、米国産の作物、とりわけとうもろこしのEU向け輸出に大きな経済的損失をもたらしている(年間3億ドル以上の輸出額減)。国内関連業界の反発を踏まえ、米国政府はEUに対して承認凍結の解除を強く迫っていたが、EU側は、GMO規制の見直し作業中であることを理由にこれを受け入れてこなかった。そして遂に米国政府がWTO提訴に踏み切った背景には、イラク戦争終結によって欧州諸国への配慮が必要でなくなったことに加え、次のような交渉戦略上の諸要因があったのではないかとみられる。

一国主義的な外交姿勢と反EU(特に反仏)意識の高揚

イラク戦争時の対米強硬派フランスはGMO規制強硬派でもあり、米国の反発が強い。

別件でWTO協定違反裁定されたことへの対抗措置

2002年1月、米国の輸出企業優遇税制について、WTO上級委員会はWTO違反との最終判断を下し、2002年8月にはEUの主張する約40億ドルの制裁金額を認めた

表 WTO提訴をめぐる米・EUの主な動き(2003年5月～8月)

	米 国	E U
5月13日	・EUのGMO新規承認凍結措置(モラトリアム)についてWTOの紛争解決手続に持ち込む旨を発表。同手続に基づき即日EUに協議申し入れ(他にカナダ、アルゼンチン)。	・米国の決定を非難する内容の声明を発表。
5月21日	・ブッシュ大統領が沿岸警備大学卒業式の演説でEUのモラトリアムを批判。	
6月10日	・下院が政府決定を支持する決議。	
6月19日	・米・EUの第1回協議が行われたが、直ちに決裂。	・米国との協議でEU規制はWTO規則に違反しないと強調した旨の声明を発表。
6月23日	・ブッシュ大統領が米バイテク産業機構年次総会で再びEU批判演説。	
7月22日		・GM食品・飼料やGMOのトレーサビリティ・表示に関する新規則を理事会が採択。
8月18日	・WTO紛争解決機関(DSB)に正式にパネル設置を申立て。	・米国のパネル設置申立てを非難する声明を発表。
8月29日	・DSBがパネル設置を決定。	

が、米国はこれへの対抗措置を必要としていた。

現在進行中の WTO 交渉スタンスの強化

WTO カンクン閣僚会合は失敗に終わったが、引き続き交渉ポジションを強化するため WTO に対する「攻め」の材料が必要である。

GM 作物普及をテコとする発展途上国の抱き込み戦略

WTO カンクン閣僚会合の失敗にも見られるように、発展途上国のプレゼンスの高まりが無視できない。米国は「GM 作物生産の普及は世界の飢餓人口救済のために必要であり、EU 規制はそれを妨害している。」と EU を非難し、アフリカ諸国をはじめとする発展途上国の抱き込みを図っている。

カルタヘナ議定書等の多国間環境協定に対する牽制

2003 年 9 月 11 日、「生きたバイテク製品」の国境間移動を規制するカルタヘナ議定書が発効することになった。米国は、そもそも議定書の基となる生物多様性条約に署名はしているが批准しておらず、その取り決めには参加しない。米国はこうした多国間協定に強い警戒感をもっている。

GM 作物の研究開発は依然として急速な勢いで進んでいるが、国際社会はこれをどう受け入れていくのだろうか。2003 年 7 月にはコーデックス委員会総会で GM 食品のリスク分析原則が採択され、9 月には GMO の国境間移動を規制するカルタヘナ議定書が発効した。GM 作物の国際的枠組みづくりは次第に整いつつあるように見える。しかしながら、今回の米国による WTO 提訴は、一方で GM 作物をめぐる国家間対立の溝が深まっていることを示している。WTO カンクン閣僚会合決裂の後、世界の自由貿易体制の行方が不透明感を増してきている中で、GM 作物・食品をめぐる貿易摩擦はそれに拍車をかける新たな不安定要因となるのであろうか。今後の動向を注意深く見守って行く必要がある。

(渡部 靖夫)

4. 遺伝子組換え農産物に対する英国消費者の選好と環境意識

潜在クラスモデルによる選択実験

同じ技術でも、消費者によって「安心」であったり、「不安」になったりする。つまり、消費者の多様性が、技術に異なる評価を与えるのである。そこで、本稿では、消費者はいくつかの異なるグループ（以下、セグメント (segment)）に属すると仮定し、セグメント毎に効用関数を推計する。そのための手法として潜在クラスモデル (Latent Class Model) を採用するが、この分析手法のメリットは、セグメント毎に消費者の環境や食の安全性、GM 技術に対する意識の差異をより明確に分析できる点が挙げられる。

そこで、環境と食品の安全性に対して関心の高いと思われる英国で調査を実施した。すなわち、電話番号のランダム・サンプリングにもとづき消費者 2,000 人を抽出し、GM 飼料を利用した鶏卵に関するアンケート調査を、2001 年 11 月下旬から 12 月に実施した。宛先不明等を除いた回収率は約 35 % であり、未記入のものを除いて分析を行なった。

まず、消費者の意識を表す説明変数については、因子分析にもとづき 37 の質問項目から五つの因子に集約した。そして、これに所得と教育水準を加え、消費者を分類するための所属尤度関数とした。また、卵の商品属性としては、動物福祉の指標である採卵鶏の飼養形態（ケージ飼いと放し飼い）、餌となる飼料作物に対する農薬・化学肥料使用の有無、飼料への GMO の混入率（0%、1%、5%および 30%）、生産過程に関する情報や認証マークの有無、そして卵の値段（M サイズ 6 個）を用い、商品選択のための効用関数とした。そして、1 から 5 のセグメントモデルについて、各々、所属尤度関数と効用関数の同時推計を行い、ベインジアン情報基準量に基づいて、最も推計効率のよかった 3 セグメントモデルの結果を採用した。

すなわち、第 1 セグメントは、反 GM 食品の態度をあまり示しておらず、政府・企業・科学者に対してもあまり不信の念を抱いていないという特徴をもつことから、< GM 楽観派 > と解釈した。GM 楽観派のサンプルに占める構成比率は 53.5% であり、飼料への GMO 混入率を 1% から 0% に引き下げるために支払っても良いと考える金額（ここでは限界支払意志額：MWTP）は、卵 6 個につき 1 ペンス（約 2 円）であった。また、第 2 セグメントは、GM 食品反対、政府・企業に対する深い不信、地球環境問題への憂慮、そして食のリスク回避に対する高い関心を示していることから < 食と環境派 > と解釈した。彼らの構成比率は 38.8% であり、MWTP は 114 ペンスであった。第 3 セグメントは、GM 食品の生産者や政府・科学者に対して強い不信の傾向を示すが、低所得とあいまって食の安全性を確保するための購買行動までには結びつかないために、< GM 不信派 > と解釈した。構成比率は 7.7%、MWTP は 99 ペンスであった。

ここで、実際の市場に目を向けてみよう。英国では、M サイズ 6 個入り卵は、商品属性に応じて約 35 ~ 150 ペンスで売られており、GM 飼料が非使用と表示された卵の市場価格は約 20 ~ 40 ペンス割高になっている。したがって、< 食と環境派 > と < GM 不信派 > に属する人たちにとっては、この程度の市場価格差なら、彼らの MWTP よりも小さい。そのため、Non-GM 飼料の卵を購入するのは、このような人たちであろう。他方、< GM 楽観派 > に属する人たちは、低い MWTP のために、Non-GM の飼料ではない卵を購入していると推測される。

最後に、Non-GM の表示問題を考えてみたい。厳格な GM Free を求める < 食と環境派 > や < GM 不信派 > と、Non-GM に高い支払意志額は持たないが、できることなら買いたくないというグループの存在を考慮するとき、Non-GM の定義は一つだけではなく、GMO の含有率に応じたいくつかの表示を用意することは、消費者の選択の自由を高める意味で、有効な方法ではなかろうか。例えば、GMO の含有率は限りなくゼロに近いが割高な GM Free と 5% 程度の偶発的混入までは認める割安な Less GM といった基準を設け、その選択を消費者に委ねる方が、社会厚生上、望ましいと思われる。

（矢部光保、アンドリアス・コントレオン（ケンブリッジ大学土地経済学部））

5. 予防原則をめぐる論議について

「予防原則」は、このプロジェクト研究のテーマである GMO 分野のみならず、今日の環境保護あるいは健康保護政策における重要なキーワードとなっている。その意義なり適用のあり方をめぐって活発な論争がある。以下、そのルーツである環境分野における法的性格に関する論議および「予防原則」に積極的なフランスの国際経済法におけるその適用をめぐる論議を紹介する。

(1) 「予防原則」の法理 環境法における論議から

「予防原則」は、環境分野で発達した概念であり、その起源はドイツ環境行政法上の「事前配慮原則」(Vorsorgeprinzip) であるといわれる。1974 年の連邦イミシオン防止法の規定中に事前配慮 (Vorsorge) という用語が用いられ、1976 年の連邦政府の環境報告書において、環境行政の領域で事前配慮原則という概念が初めて登場した。

ドイツにおいて、事前配慮原則は環境行政法の原則の一つとして位置づけられる。もともと環境行政法は、警察法の特別法として形成されてきた法領域である。警察法の考え方によれば、警察権を発動して危険防除のための措置を行うことができる場合というのは、損害発生の蓋然性が確定される場合であり、単なる被害の可能性があるというだけでは不十分である。危険防除に必要な十分な損害発生の蓋然性がない場合にも、環境被害や人的被害を与える可能性があるときには、このレベルの被害に対する事前配慮がなされている場合にのみ施設の建設を認めるという制度が採用されるべきと考えるのが、事前配慮原則の考え方である。

Vorsorgeprinzip は、ドイツから、やがて EU (EC) の環境政策の原則として浸透し、1992 年のマーストリヒト条約 130r 条 2 項で、「防止原則 (Prevention Principle)」とは区別して「予防原則 (Precautionary Principle)」が明記された。国際的レベルでも、1992 年の「環境と開発に関するリオ宣言」(リオ宣言) 第 15 原則に「環境を保護するため、予防的アプローチは、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。重大又は回復不可能な損害の恐れがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」と明記され、生物多様性条約、気候変動枠組み条約、北東大西洋地域の海洋環境に関するパリ条約等、同様の表現を用いた条約が次々と生まれた。

このように、多数の条約や文書において「予防原則」が現れているとは言っても、これらの規定は抽象的であり、その定義や具体的意味内容について、統一的な理解があるわけではないが、一般的に「環境保護及び天然資源の持続可能な利用の義務の遂行において、たとえ損害の証拠が未だなくても、重大な損害のリスクの可能性を示す十分な証拠がある場合には、国家は不作為を正当化するために科学的に不確実性に依拠することはできない。」とするものであると説明される。

国際環境法における「予防原則」の法的性格については、伝統的な国際法上の「防止原

則 (Prevention Principle)」との関係をどのように考えるかによって諸説がある。防止原則とは、1941年のトレイル溶鉱所事件判決によって確立された領域使用管理責任の原則を発展させて1972年のストックホルム宣言第21原則により「各国は自国の天然資源を開発する権利を有するが、他方で、自国の管轄圏内又は管理下の活動が、他国又は国家管轄権の外にある地域の環境を害することのないように確保すべき責任を負う。」と定式化されたものである。この原則は、科学的に特定された因果関係・予見可能性・相当の注意義務といった要素から成るとされる。そして、「予防原則」を、この防止原則と質的に連続しているもの(危険の基準が緩和されたもの)と理解するのが多数説であるが、こうした防止原則と「予防原則」との連続的な理解を批判し、「地球環境の現状保全」それ自体あるいは「生態系の維持」を国際法益として設定する基本原則が「予防原則」である、とする学説もある。

「予防原則」が、国際慣習法上の原則であるかどうかについては賛否両論がある。肯定派は、同原則にかかわる国家実行や作業の集積を根拠とし、特に1992年リオ会議以降の国際慣習法化を指摘する。一方、否定派は、その内容の包括的な定義の欠如や、具体的な結果や経済的影響を的確に捉えることの困難性を指摘する。判例をみると、1997年のガブチコボ・ナジマロシュ事件で、原告ハンガリーが「予防原則」に言及したが、国際司法裁判所判決は判断を回避した。WTOホルモン牛肉事件では、EUが「予防原則」を援用したが、上級委員会決定は、「国際法における予防原則の地位は、学者、実務家、規制者、裁判官の間で議論の対象であり続けている。予防原則は、環境に関する国際慣習法の一般原則に結晶化したとみなす者もある。国際慣習法又は一般原則として加盟国によって広く受容されたか否かは明確ではない。」とした。さらに、日本が当事国となった1999年のミナミマグロ事件では、オーストラリアとニュージーランドが「予防原則」を主張したが、国際海洋法裁判所は見解を示さなかった。以上のように、判例は、総じて「予防原則」の国際法上の地位については慎重な立場をとっている。

(藤岡 典夫)

(2) 予防原則の適用をめぐって

フランス国際経済法文献のサーベイから

ECホルモン牛肉事件をはじめとして健康や環境保護を理由とした貿易制限がなされる場合、近年、「予防原則」という考え方が頻繁に援用されている。しかし「予防原則」はなお、一般国際法上、原則の地位を獲得しているとはいえない状態にある。また、予防原則を考える際の困難は、一般的に適用可能な定義が存在していないことによるだけでなく、その適用がケースバイケースでしかなされないこと、また、その適用が、所与の時点で、社会が判断するリスクの度合いによっていることにある。

さてフランスの国際経済法学者たちが、とりわけGMOに関連付けてその潜在力を強調しているのが「貿易の技術的障害(TBT)に関する協定」である。これは「衛生植物検疫措置(SPS)の適用に関する協定」ほどには厳格にリスク評価の義務を設けてはならず、

食品の特徴を知りたいと考える消費者の権利がますます強く意識されている今日（放射性食品や有機農産物など）、GM 食品についても容易に考慮することができるように思われる。

予防原則はこれまでのいくつかのケース（ホルモン牛肉、オーストラリア・サケ事件など）では SPS 協定に関連付けられてきた。SPS 協定における「科学的原則」（第 2 条 2）のほか、リスク評価の実施の義務付け（第 5 条 1）、「措置の暫定性」、「十分な科学的証拠」などの厳しい制約が予防原則の適用を厳しいものとしている。例えば、緊急の輸入禁止措置が暫定的であるべしという規定は、予防原則の適用を著しく困難にすることになる。科学的不確実性を解消するには長期間を要する場合もあるからである。

フランスの国際経済法学者でも、農業法に造詣の深い学者たちは、予防原則が両刃の剣であることを熟知している。フランスは結局のところ、農産物・食品の輸出大国なのである。他方で、環境法出身の学者たちは、予防原則の適用を積極的に押し進めようとする。彼らは、健康リスクのみならず、動物愛護や文化などの「そのほかの正統な要因」も、自由貿易を制限する効力を有すると考えるのである。

このように、予防原則という概念により、フランスの国際経済法分野の研究者たちは、消費者の正統な懸念をいかにして WTO システムに組み込んでいけるのかを模索しているのである。

（須田 文明）

6．実質的同等性概念と米国政府、バイオテク企業の思惑：予備的考察

国際協定や制度などの研究においては通常、いつ（When）、どこで（Where）、どんな協定や制度が（What）、何故つくられ（Why）、それらがどのように機能し、どのような結果をもたらしたか（How）が分析される。「How」の部分には大別して、政治経済学的考察によるもの、計量経済学的考察によるものがあり、「Why」との関わりで評価される。5 W 1 H の中核に位置する「Who」の部分については、過半の研究は、たとえば OECD や WTO などの集合名詞で捉え、それ以上踏み込むことはしない。しかし、固有名詞としての「Who」に着目することにより、当該主体が目論む「隠された企図」などが焙り出される可能性がある。

実質的同等性（Substantial Equivalence：以下、SE）概念に基づく GMO 安全性評価のアイデアは米国政府が提案し、専門家グループによる検討を経て、1993 年に OECD レポート（「バイオテクノロジー応用食品の安全性評価：概念と原則」）として発表された。そして、これ以降、SE 概念は GMO の安全性を評価する際の基本概念として国際的に定着することになった。

SE 概念を提案した米国政府の意図は、1992 年 5 月の FDA 通達（「新品種由来の食品規制の解除に関する新政令」）に明記されているように、「従来の交配作物と GM 作物との間に本質的な差はないから、GM 作物だからといって、その使用技術を表示させる必然性は

認められない」こと、すなわち SE 概念を持ち出すことにより、「GM 作物（同加工食品）に表示は不要」とする国際的合意を取り付けることにあった。それは、バイオ産業分野における世界制覇を目指す米国バイオテク企業の戦略でもあった。

しかしこの戦略は、必ずしも奏功しなかった。EU は「消費者への情報提供の観点」から事業者に表示を義務付ける GMO 表示制度を導入した（1997 年）。わが国も「消費者選択の観点」（農林水産省）あるいは「食品内容の明示の観点」（旧厚生省）から GMO 表示制度を導入した（2001 年）。

米国政府は GMO 表示制度を導入した国・地域に対して制度の撤廃を要求しつつあるが、GMO 表示不要論を確立したのは M・テイラー氏であった。氏は 1991 年～94 年まで FDA 政策次長の要職にあり、GMO 由来製品（食品、動物用医薬品）の表示に関する政策決定の最高責任者であった。

問題は、テイラー氏がモンサント社の利益代弁者であったという事実である。同氏は FDA 政策次長に抜擢される直前までの 7 年間（1984 年～91 年）、法律顧問としてモンサント社のために働いていた。また FDA 退職後は USDA 食糧安全調査局長（1994 年～96 年）を経て古巣の法律事務所に戻り、1996 年から 98 年まで再びモンサント社の法律顧問を務めた。さらに 1998 年から 2000 年まで、同氏は渉外（public policy）担当副社長としてモンサント社に迎えられ、同社のためにその手腕を発揮した。

テイラー氏のこのような経歴が物語るのは、米国の市民団体（例えば、ピュア・フード・キャンペーン（PFC）、反 GMO 市民連合（ABI）など）によって告発された、FDA とモンサント社との不透明な関係（産官人事癒着構造）の存在である。同氏は 1992 年 5 月の FDA 通達によって GMO 表示不要論の端緒を開き、1994 年 2 月の「遺伝子組換え牛成長ホルモン（rBST または rBGH：商品名ポジラック（モンサント社））使用表示は不要」とする FDA 通達によって GMO 表示不要論を確たるものにした。

市民団体がインターネットを通じて世界に配信している“癒着者リスト”には多数の氏名が示されているが、このように「Who」に着目することにより、米国政府が主張する GMO 表示不要論のルーツが明瞭になる。

（足立 恭一郎）